

規制改革推進会議の当面の重点事項

令和元年 12 月 2 日
規制改革推進会議決定

経済のグローバル化が急速に進展し、経済・システムのデジタル化は、その流れをさらに加速している。我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化するためには、グローバル化、デジタル化への対応に遅れがあってはならない。規制改革では、経済成長を阻害する規制・制度を見直すだけでなく、イノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められる。他方で、少子高齢化や人手不足への対応、地方創生という日本社会の構造的な課題を踏まえた規制改革についても、迅速な対応が求められている。これまでの規制の在り方についても大きく変革が求められている。

このため、当会議においては、①成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し、②未来を支える人材の育成、③人口減少社会の進展による人手不足経済への対応という3つの柱の下で、以下の事項を当面の重点事項として、規制改革に取り組む。また、これまでも取り組んでいる行政コストの削減について、④デジタルガバメントの推進と行政サービスの効率化という観点から、さらなる取組みを進める。

1. 成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し

デジタル化の進展等により経済社会が大きく転換していることを踏まえ、Society5.0 実現に向けた成長戦略を進め、イノベーションを加速させるよう、データの一層の活用を推進するほか、デジタル化に対応した規制・制度の改革に取り組む。当面は以下の事項に取り組むが、経済社会の変化等に対応して、これまでの規制全般についてもその在り方の検討を行う。

(1) デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検

- ・インフラの安全性確保に向けたイノベーションとして、たとえば各種点検検査について、目視検査、打音検査などの人の感覚に頼った従来の方法を新技術で代替すること等により、デジタル社会に即応した新たな安全確保を図るべく、制度の在り方について横断的な見直しを行う。

(2) データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化

- ・データ連携・開放の取組を交通分野などに横展開することにより、活用されていないデータを活用するビジネスを創出し、社会の利便性の向上を図るべく、制度の在り方について横断的な見直しを行う。

(3) フィンテックによる顧客利便性向上

- ・キャッシュレスの進展の中で、決済法制の見直し等により、顧客に利便性の高い決済手段を提供する。

(4) 経済社会の環境の変化や技術革新に対応した新たなサービスの活用のための規制改革

- ・多様な移動ニーズにしなやかに対応するため、ICT等を活用し、タクシーの利便性を高めるサービス等を実現する。

- (5) 電波・通信制度改革
 - ・ Society 5.0 時代の基盤となる 5G や通信・放送の融合等新たな技術の進展に対応した規制・制度の改革を行う。
- (6) スタートアップを促す環境整備
 - ・ 新規事業者の資金調達の円滑化のため、取引所の内外を問わず柔軟な取引環境の整備をする。

2. 未来を支える人材の育成

IT 分野等のイノベーションを支える人材をはじめとした未来を支える人材を育成するため、教育の分野での IT の一層の活用、専門性を高めるための教育方法の多様化等の環境整備に資するよう規制・制度を見直すとともに、柔軟で多様な働き方に対応するための働き方改革を推進する。

- (1) イノベーション人材育成の環境整備
 - ・ 個別最適化された学びの環境整備、民間企業等を経験した人材を含む外部人材を含めた多様な人材の登用・活用を通して、教育の質を高め、イノベーションを支える人材を育成するための環境整備に取り組む。
- (2) ライフステージに応じた多様な働き方や様々な働き手の就業支援
 - ・ 柔軟で多様な働き方に対応する就業環境の整備（フリーランスの健全な発展に向けた環境整備等）、男性の育児休業取得促進や待機児童解消に向けた取り組み支援の他、新しい時代の変化に対応する教育訓練の充実化等に人口減少や人手不足への対応も意識して取り組む。
 - ・ その他、外国人雇用（特定技能）に関する手続上の事業者の利便性向上等により、外国人材の受け入れを推進する。

3. 人口減少社会の進展による人手不足経済への対応

人口減少・少子高齢化が一層進展する人手不足経済への対応の中で、医療や介護サービスの効率化や、農林水産業の成長産業化及びこれを通じた地方活性化が不可欠である。農林水産業の成長産業化に向けた規制・制度の見直しは、漁業改革等に関するフォローアップ事項とあわせて「成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し」の観点からも取り組む必要がある。

- (1) 医療・介護関係職のタスクシフト
 - ・ 医師に対する労働時間上限規制の適用（2024 年度～）を見据え、医師が不足・不在となる状況下でも必要な医療が提供できるよう、業務負担の軽減、テクノロジーの活用などを通じて、医師が本来の役割に専念できる環境を整備するとともに、介護施設に従事する看護師・介護職員の業務を含め、関係職種が行うことのできる業務を提供体制の持続性を向上する観点に立ち、制度上・実務慣行上の両面から見直す。
- (2) 介護サービスの生産性向上
 - ・ サービスの質を確保しながら増大する介護需要に対応するため、自治体ごとに異なるローカルルールへの対応や文書作成などに要する介護事業者

の事務負担を軽減し、各種手続の標準化・デジタル化を徹底する。

さらに、提供されたサービスと利用者の自立度の維持、向上にかかるデータの蓄積を加速し、大規模化・協働化やAI、ICT、ロボットの活用等を通じた効率的な事業経営・運営を促進する仕組みについて科学的観点から検討する。

(3) 保険外医薬品（スイッチOTC等）選択肢の拡大

- ・医療サービスへの多様なアクセスを可能とすべく医療用医薬品から一般用医薬品への転用（スイッチOTC化）を促進するとともに、OTC類似の医療用医薬品の取扱いも含めた医薬品にかかる保険適用のあり方を総合的に検討する。

(4) 若者の農林水産業への参入の促進に向けた農業者への支援制度の検証と見直し等

- ・新規就農者に対して最長5年間交付される農業次世代投資事業を始めとした資金支援の期間終了後も農業経営を継続することができるよう、経営安定及び拡大に向けた新規就農者に対する支援施策の総点検を行う。

(5) スマート農林水産業

- ・自動走行トラクターの市場投入を受け、農業機械の圃場内や圃場間の効率的な自動走行を可能とする環境の整備等を行う。
- ・農業者が製造者の異なる複数の農業機械や営農支援システムを使う場合においても、農業者が自身の農業データ（圃場地理・作業履歴等）を効果的に利用できるための環境の整備等を行う。
- ・スマート農林水産業の推進の大前提として、農林水産業において、行政手続などの添付書類の削減を始めとした手続簡素化及び電子化等を推進する。

4. デジタルガバメントと行政サービスの効率化

デジタルガバメントの取り組みを一層推進し、利用者目線で、政府の提供する行政サービスの効率化を図る。国だけでなく地方自治体の行政サービスも含め、様式の標準化や手続きの電子化を進める。

(1) 国・地方自治体を通じたデジタルガバメントの推進等による事業者の行政手続きコストの削減

- ・2020年3月までに事業者の行政手続きコストを20%以上削減するとの目標が確実に達成されるよう各府省の取組を点検する。
- ・2020年4月以降も、引き続き、デジタルガバメントの推進等を通じて事業者の行政手続きコスト削減を推進するため、電子手続利用率の向上も考慮した新しい目標設定の在り方を検討する。
- ・事業者の行政手続きに関する負担軽減を図る観点から、地方自治体及び関連団体・会議と連携・協力して、地方自治体における電子申請システムの導入に際し桎梏となる規制・制度の見直しやシステム基盤や様式の標準化・共通化などを推進する。